

コロナ禍による自宅勤務、遠隔授業の負担増への対応についてのアンケート調査結果

公益社団法人私学経営研究会

- 調査期間 : 2020年8月4日～8月7日
- 調査対象 : 350法人(会員の大学308・短大42)
- 回答法人数 : 94法人(26.9%)

1 前期(5月以降)授業の形態について

前期授業形態	地域	全体	・北海道	関東	・中部 ・北陸	近畿	・中国 ・四国	・九州 ・沖縄
ア 対面授業のみ		1	0	1	0	0	0	0
イ 遠隔授業のみ		16	0	11	0	1	3	1
ウ 対面授業を中心		13	3	0	4	1	2	3
エ 遠隔授業を中心		47	3	12	11	17	4	0
オ 対面と遠隔を半々		16	1	5	4	4	1	1
カ その他 (課題、遠隔、対面の複合)		1	0	0	1	0	0	0
	合計	94	7	29	20	23	10	5

2 後期(9月以降)授業の形態について

後期授業形態	地域	全体	・北海道	関東	・中部 ・北陸	近畿	・中国 ・四国	・九州 ・沖縄
ア 対面授業のみの予定		4	2	0	1	1	0	0
イ 遠隔授業のみの予定		0	0	0	0	0	0	0
ウ 対面授業中心の予定		27	4	1	4	10	5	3
エ 遠隔授業中心の予定		30	1	17	6	5	1	0
オ 対面と遠隔半々の予定		14	0	5	5	2	1	1
カ 未定		15	0	5	3	4	2	1
キ その他		4	0	1	1	1	1	0
	合計	94	7	29	20	23	10	5

「キ その他」の内容

石川県	課題、遠隔、対面の複合
東京都	一部キャンパスは対面、一部は対面を許容する(4週に1週)ものの、遠隔には対応しないし即応する
広島県	非対面(遠隔)授業を基本とするが、教育的効果として必要あるいは望ましいと判断できる場合、対面授業を認める。大規模授業については、非対面(遠隔)とする
京都府	①オンラインで行う授業、②対面で行う授業、③オンラインで行う授業と対面で行う授業を組み合わせた授業の3つの形態があり、対面で行う授業については、実験・実習・演習科目を中心に、キャンパス内の状況も踏まえながら段階的に対象科目を広げていく

3 遠隔授業での教員の負担増に対する手当について

地域	全体	・北海道	関東	・中部 ・北陸	近畿	・中国 ・四国	・九州 ・沖縄
遠隔授業手当							
ア 支給している	2	0	2	0	0	0	0
イ 支給していない	89	7	26	20	22	9	5
ウ その他	3	0	1	0	1	1	0
合計	94	7	29	20	23	10	5

「ア 支給」の内容

千葉県	特別手当として一律に支給している。また、遠隔授業実施に必要な備品等について実費精算（上限額あり）を行った
-----	--

「ウ その他」の内容

広島県	非常勤講師のみオンライン授業の補助費として一律2万円を支給
東京都	手当としてではなく、負担分を必要経費として計上している
京都府	非常勤講師のみ手当を支給

4 在宅勤務手当について

① 教員に対し

地域	全体	・北海道	関東	・中部 ・北陸	近畿	・中国 ・四国	・九州 ・沖縄
教員在宅勤務手当							
ア 支給している	2	0	1	0	1	0	0
イ 支給していない	90	7	26	20	22	10	5
ウ その他	2	0	2	0	0	0	0
合計	94	7	29	20	23	10	5

「ア 支給」の内容

東京都	通信費等で月額5,000円を支給
兵庫県	健康維持・管理の支援を目的として5月時に一時金（30,000円）を支給

「ウ その他」の内容

東京都	PC等テレワークに必要な物を物品支給
-----	--------------------

② 職員に対し

地域	全体	・北海道	関東	・中部 ・北陸	近畿	・中国 ・四国	・九州 ・沖縄
職員在宅勤務手当							
ア 支給している	1	0	0	0	1	0	0
イ 支給していない	91	7	28	19	22	10	5
ウ 在宅を認めていない	1	0	0	1	0	0	0
エ その他	1	0	1	0	0	0	0
合計	94	7	29	20	23	10	5

「ア 支給」の内容

兵庫県	健康維持・管理の支援を目的として5月時に一時金(30,000円)を支給
-----	-------------------------------------

5 通勤手当について

地域	全体	・北海道 ・東北	関東	・中部 ・北陸	近畿	・中国 ・四国	・九州 ・沖縄
ア 通常通り支給	84	5	27	17	23	8	4
イ 減額している	2	0	0	0	0	1	1
ウ 実費にしている	3	0	1	2	0	0	0
エ 普段から支給していない	1	1	0	0	0	0	0
オ その他	4	1	1	1	0	1	0
合計	94	7	29	20	23	10	5

「イ 減額」の内容

広島県	在宅勤務が1/3を超えた場合は実費支給とし、少なかった場合は通常通り支給
福岡県	内規により月内で一定日数以上、出勤の実態が無い場合は減額

「オ その他」の内容

福島県	普段から通勤手当を支給していない
静岡県	常勤は支給、非常勤は実費
北海道 埼玉県	原則として、月初から月末までに一度も大学に通勤しなかった場合には、支払わない

6 今後の手当について

大阪府	遠隔授業や在宅勤務の負担に対する手当の支給を検討
岐阜県	教員へ在宅勤務手当支給予定
東京都	教職員の在宅勤務手当は支給する予定
兵庫県	現時点では支給をする予定はありません
石川県	今回の件をもって、在宅勤務の規程化を検討する。それに伴って通勤の手当について検討を始めるところ
岡山県	在宅勤務に対する時間管理と超過勤務関係
山形県	在宅勤務の手当について検討中であるが、妥当性のある金額を見いだせていない
東京都	職員の在宅勤務手当と通勤手当の支給停止の条件を検討中
神奈川県	通勤手当について、非常勤講師やパートは従前どおり、実績に基づき支給している。在宅勤務中の通信費等手当について、支給の予定はない(検討していない)
栃木県	通勤費の実態に応じた支払いと在宅勤務手当支払の検討
5件	今のところ予定なし・検討なし
18件	特になし、未定